

## 諸外国等におけるグリーン購入の取組について

### 1. 欧州連合（EU）

#### (1) 背景

EUにおける公共調達、全体で毎年1兆ユーロ以上（EUのGDPの14%を占める）に達し、公共調達の「グリーン化」は持続可能な発展に大きく貢献するとしており、欧州委員会の第6次環境行動計画案（2001年1月）では、公共調達において環境パフォーマンスを購入基準の一つとして用いることにより、市場を「グリーン化」させる大きな可能性のある分野としていた。

#### (2) ガイドライン

欧州委員会は、公共調達手続に環境配慮を組み込むための「環境に配慮した調達ガイドライン（Guidelines for environment-friendly procurement）」を2001年7月5日に公表した。

ガイドラインでは、EC条約の域内市場規則、公共調達指令などの既存の法令について解説している。また、公共調達手続の各段階において環境配慮をどのように組み込むことが可能かを具体的に説明している。例えば、契約の目的を定義するに当たって、購入者は環境パフォーマンスや生産工程をチェックし、環境に配慮した商品・サービスを購入するよう決定することができる。同様に、原材料及び生産工程を契約によって特定することも可能としており、公共施設のエネルギーを再生可能エネルギー源から供給することや学校の食堂用に有機生産された食材を求めること等が可能となることが例示されている。

また、公的機関が環境ラベル基準に従い、製品の環境パフォーマンスに関する技術的仕様に関する解説、契約相手方の技術的能力を実証するため、環境マネジメントシステム登録を活用するに当たっての条件に関する規定、製品やサービスの輸送手段に関する要求等について示している。

今後、ガイドラインのフォローアップとしてグリーン調達に関するハンドブックの作成を予定している。

#### (3) EU エコラベルの対象

現在、ガイドラインにおいて、購入基準として利用できるとされているEUエコラベルの製品グループは、コピー用紙、ティッシュペーパー、パソコン、照明等17製品グループであり、9製品グループが基準を検討中である（17製品グループについては別紙参照）。

## 2. アメリカ合衆国

### (1) 背景

アメリカ合衆国におけるグリーン調達とは、資源保全再生法（Resource Conservation and Recovery Act：RCRA）6002節及び大統領令 13101号（1998年9月、大統領令 12873号を強化したもの）に基づき、連邦機関において、各機関のニーズ、コスト等を勘案しEPAの定める再生原料を含む製品を購入することとされている。このためEPAにより「包括的  
物品調達ガイドライン（Comprehensive Procurement Guideline：CPG）」及び再生原料の使用率等を定めた「再生原料勧告通知（Recovered Materials Advisory Notice：RMAN）」が作成されている。

### (2) CPG 及び RMAN

大統領令 13101号において、2年ごとあるいは適切な間隔でCPG 及びRMANの修正をEPAに要求している。

CPG 及びRMANに係る改訂状況は、次のとおり。

- CPG /RMAN（1995年5月）：EPAの既存5品目の調達ガイドラインに19品目を追加し24品目
- 紙及び紙製品のRMAN（1996年5月）：紙及び紙製品の基準更新・拡張
- CPG /RMAN（1997年11月）：12品目を追加
- 紙及び紙製品のRMAN（1998年6月）：非塗工用紙に関する改訂
- CPG /RMAN（2000年1月）：18品目を追加した最新版
- CPG /RMAN（2001年8月）：11品目の追加を提案

### (3) 対象機関及び品目

当該品目を年間10,000ドル以上購入する連邦政府機関、州、地方機関を対象としており、当該機関は、物品調達計画（Affirmative Procurement Program）の作成が必要である。

また、現在指定または提案されている製品は、8カテゴリ54品目に分類されており、次のとおり（製品・品目の詳細は別紙参照）。

- |  |                |
|--|----------------|
| ○ 建築関連製品（Construction Products）                | 指定：13品目、提案：6品目 |
| ○ 景観関連製品（Landscaping Products）                 | 指定：6品目         |
| ○ 非紙製オフィス製品（Nonpaper Office Products）          | 指定：13品目、提案：1品目 |
| ○ 紙及び紙製品（Paper and Paper Products）             | 指定：1品目         |
| ○ 公園及びレクリエーション製品（Park and Recreation Products） | 指定：5品目         |
| ○ 輸送関連製品（Transportation Products）              | 指定：6品目         |
| ○ 自動車関連製品（Vehicular Products）                  | 指定：3品目、提案：2品目  |
| ○ その他の製品（Miscellaneous Products）               | 指定：7品目、提案：2品目  |

### 3. オーストリア

#### (1) 背景

オーストリアでは、80年代初頭から複数の都市・地方自治体によるグリーン購入の取組みが進められてきたところであるが、1996年のOECD環境大臣会合において採択された「政府の環境パフォーマンスの改善」に関する勧告を受けて、政府レベルでの取組みが活発化する。1998年にはグリーン購入基本方針(Basic Guidelines for Green Purchasing)を閣議決定するとともに、欧州連合LIFE計画の出資によるグリーン購入基準策定のための計画(Development of a Criteria for the Consideration of Environmental Protection in Procurement and Placing of Contracts(LIFE98 ENV/A/000551): 222,148.73 出資)の検討を開始。€本年8月に「Check it -Criteria Catalogue-」として公表したところである。以下に同計画の概要を紹介する。

#### (2) Check it ! - Criteria Catalogue -

オーストリア調達局及びオーストリア環境省が、EU LIFE 計画等の出資を受けて、ウィーン大学、ICLEI (国際環境自治体協議会)、オーストリア国立環境研究所、環境建築研究所(ドナウ大学)等複数の研究機関及び国内コンサルティング企業の協力を得ながら作成した環境物品の基準カタログで、原文での公表は2001年8月。要約の英訳はICLEIによって同年9月に公表されている。環境物品の基準のみならず、欧州の地方公共団体におけるグリーン購入取組事例、調達のうえでの注意事項、チェックリスト、質疑応答及び入札手続についても詳細に定めている。

#### (3) 対象機関及び品目

Check it ! はその対象を公的機関に限定せず、産業・民生部門に渡る広範な分野について、環境基準の策定に関する考え方や情報源を提示している。

- Module 2:紙類及びオフィス事務用品 ( Paper and Office Supplies )
- Module 3:家電製品等 ( Electric appliances )
- Module 4:内装用品類 ( Interior furnishing )
- Module 5:清掃用品類 (Cleaning supplies)
- Module 6:建設工事等 (Structural Engineering)
- Module 7:屋内設備及び節水技術 (Technical in-house facilities and water use)

調達実施者は各 Module に示される製品の環境負荷評価に関する手法や情報源を参考としてグリーン購入を実施することとされている。環境負荷の評価に当たっての基本的な考え方として、i)環境及び健康に対して有害な化学物質の含有の有無、ii)人間工学、iii)建設工事の分野においては、適用可能性、修復可能性、リサイクル性、分解性、iv)容積及び使用物質種類の削減、v)表面処理については、有害物質の排出量及び含有量、耐久性、管理特性及び性能回復性、vi)廃棄手法に関して、リサイクル、廃棄、有害廃棄物などについて触れられている。

## 4. カナダ

### (1) 背景・動向

カナダにおけるグリーン調達に関する包括的な取組としては、Environment Canada において、2000年5月に「調達のグリーン化（Greener Procurement）」が定められ、その一般原則において、以下の考え方が示されている。

物品あるいはサービスのライフ・サイクル・インパクトを購入決定に先立ち考慮すること

他の組織における使用済製品や余剰製品の再使用、短期レンタル等を行うなど購入前の努力をすること

可能な限り、リサイクル製品を選択すること

可能な限り、EcoLogo 製品または他のエコ・ラベル製品を検討し、購入すること

100% ヴァージン繊維を使用して製造された文房具類の購入に当たっては、それに先立ち管理者の承認が必要であること

再利用されたトナーカートリッジを購入し、使用後は再利用すること

再利用可能なグラシン紙の窓付封筒を購入すること

### (2) グリーン調達チェックリスト

上記一般原則を踏まえ、Environment Canada においてグリーン調達チェックリスト（Green Procurement CheckList）を作成している。当該チェックリストは、製品のライフサイクルを考慮し、購入段階のチェック（購入の必要性、製品特性（有害物質、再生原料の使用等）、包装等）、使用段階のチェック（長期使用、メンテナンス等）、廃棄段階のチェック（再使用、リサイクル等）を実施するためのチェックリストである。例えば、購入する製品に求められる特性として、

- Environmental Choice Program（EcoLogo）に適合するか
- 廃棄物を最小にするよう設計されているか
- 省エネルギーに配慮されているか
- 使用中により汚染物質の排出が少ないか
- 有害物質が含まれていないか
- 熱帯雨林からの材木を含んでいないか
- 禁止あるいは制限された物質が含まれていないか
- ポストコンシューマ物質をより多く含んだ再生原料から製造されているか

をチェックすることとされている。

### (3) その他のチェックリスト

グリーン調達チェックリストの他に、グリーンオフィスチェックリスト（Green Office CheckList）、グリーン印刷チェックリスト（Green Publications CheckList）、グリーン会議チェックリスト（Green Conference CheckList）等が作成されている。

## 5. スウェーデン

### (1) 委員会における検討

スウェーデン政府により、中央政府、地方政府及び州議会の環境に配慮した持続可能な公共調達を促進することを目的として、持続可能な公共調達のための委員会（The Committee for Ecologically Sustainable Procurement）が1998～2001年の期限で任命された。

委員会は、地方自治体、州会、政府機関、事業者及び環境団体等様々な団体の代表100人程度からなる多くのワーキンググループによって運営された。

委員会の主要な役割は、次のとおり。

- 政府機関、地方自治体及び州の持続可能な調達の促進
- 戦略的に重要な品物及びサービスに関する検討に注力
- 国際協定、立法の規則および規制に関する分析
- 知識、経験及び先進的事例に関する普及・啓発
- 購入者及びサプライヤに対するトレーニング計画の作成、セミナーの開催
- 他の国々における環境に配慮した持続可能な調達に関する情報収集
- インターネットを活用した全公共部門のための指針の開発
- 政策の必要性の分析及び必要に応じた提案

以上の結果をとりまとめ、本年9月12日に政府に対し、最終報告を提出した。

### (2) ガイドライン

委員会では、環境に配慮した持続可能な調達のための新ガイドライン（New guidelines for ecologically sustainable procurement）を作成し、最初のヴァージョン（スウェーデン語）が2001年9月より利用可能となっている（英語版は本年末までに作成予定であるため、引き続き調査を行い、可能であれば第4回検討委員会において報告予定）。

### (3) 戦略的に重要な品目及びサービス

上記(1)の委員会の主要な役割に示したとおり、戦略的に重要な品目及びサービスを絞り込んで対象とし、高い効果をあげようとしており、その対象は、次のとおり。

- 建築物及びプラント（Buildings and plants）
- エレクトロニクス（コンピュータ）、電気製品（Electronics(computers)/electronic products）
- 紙及び森林からの原材料（Paper and raw materials from the forest）
- エネルギー（Energy）
- 化学製品（Chemicals）
- 輸送及び調達に当たっての輸送手段（Transport.Both procurement of transports and indirect transports）

## 6. 台湾

### (1) グリーン調達に係る法律及び施行令の概要

1999年5月より、台湾政府機関においては、「政府調達法」第96条により定められた環境保護標章対象製品及びそれと同一あるいは類似の機能を有する環境保護製品を優先的に調達することとしている。また、グリーン調達対象製品の優先選択に当たっては、価格面において10%までの価格優遇比率を設定可能である。

グリーン調達対象製品は、「第一類製品」「第二類製品」及び「第三類製品」に区分される。第一類製品とは、台湾の環境ラベルであるグリーンマーク対象製品（Green Mark Program）または台湾の承認・協議のある外国の環境ラベル対象製品（1997年よりカナダのEnvironmental Choice Program、1998年より米国のGreen Sealとそれぞれ相互認証）である。また、第二類製品とは、生産段階から廃棄段階にわたり、再生原料使用、リサイクル可能、低環境汚染、省エネルギーの要件を満たす製品であり、グリーンマーク対象製品に準ずる製品である。グリーン調達に当たっては、第一類製品及び第二類製品を優先調達しなければならないこととされている。

### (2) 「政府調達法」第96条（仮訳）

政府機関は、政府の承認した環境保護標章の使用を許可された製品及びそれと同一あるいは類似の機能をもった製品が優先されることを入札書類において規定する。この優先には、10%を超えない範囲での価格面の優先を含む。製品またはその原料が生産、使用及び廃棄の過程で再生原料使用、リサイクル可能、低汚染、省エネルギーの要件を満たす場合にも、このような優先の対象となる。

### (3) 対象製品

台湾のグリーンマークにおいては、現在70カテゴリ、1,018品目が指定されている（カテゴリの詳細は別紙参照）。

諸外国等の公的部門におけるグリーン購入の取組について

調査対象国等	取組の現状等				基準等			対象物品等（判明分、基準等に環境ラベルが活用されている場合は基準を有する製品）															
	背景・根拠等	取組の概要	適用対象機関	特記事項・今後の予定等	環境ラベル活用	独自基準作成	チェックリスト作成	内容（カテゴリ、品目等）	紙類	文具類	家具類	電気製品	OA機器	照明	自動車	自動車部品等	繊維製品	台所用品	設備	建設資材	役務	その他	
欧州連合（EU）	第6次環境行動計画案において、公共調達分野（EU域内における公共調達がGDPの14%を占める）に環境配慮を組み込むことにより、市場をグリーン化する可能性のある分野として捉え、本年7月に公共調達において環境配慮を組み込むためのガイドライン（Commission issues guidelines for environment-friendly procurement）を公表。			原材料や生産工程は製品特性に関連する場合は仕様として求めることが可能であるが、製品に関係しない場合（例えば工場のオフィスにおいて再生紙の利用を求める）は要求不可。 グリーン調達に関するハンドブックの作成予定。				環境上の技術的仕様の決定に当たってEUエコラベルの基準を使用可能。 EUエコラベルでは現在17製品グループが既定済9製品グループが検討中															靴 クリーナー 塗料等
アイルランド		法的拘束力に基づく施行ではないものの、グリーン政府ガイド（The Green Government Guide：1996年12月）を導入。このガイドラインの下、各省庁は「グリーン・ハウスキーピング・プログラム」を導入している。	中央省庁、他の公的部門に対しては、環境保護庁により広く奨励				主要な対象は以下のとおり。 オフィスにおける取組 可能な限りリサイクル材料使用の紙及び封筒等の活用、両面コピーの実施、使用済み用紙及び封筒の再利用、プラスチック製品等の再利用の困難なものの使用回避、クリップの活用等 サポート・サービス 再用品を選択する、省内の再利用可能なものの活用、再利用バッテリーの活用、再利用可能なものを省内またはチャリティー機関へ売却・引渡し等																
アメリカ	資源保全再生法（Resource Conservation and Recovery Act：RCRA）6002項及び大統領令13101号に基づき、連邦機関において、各機関のニーズ、コスト等を勘案しEPAの定める再生原料を含む製品を購入することとされている。このため「包括的物品調達ガイドライン（Comprehensive Procurement Guideline：CPG）」及び「再生原料勧告通知（Recovered Materials Advisory Notice：RMAN）」を作成している。	対象機関は、物品調達計画（Affirmative Procurement Program）の作成が必要。	連邦政府機関、州、地方機関（当該品目を年間10,000ドル以上購入する機関が対象）	大統領令13101号により、2年ごとにCPGの改定が求められている。1995年の24品目から始まり、1997年及び2000年に品目の追加が行われ、現在54品目となっている。本年8月に11品目の追加を提案。なお、OA機器等についてはEnergy Star Programに基づき購入が進められている。			再生材料から製造された建築関連製品、景観関連製品、非紙製オフィス製品、紙及び紙製品、公園及びレクリエーション製品、輸送関連製品、自動車関連製品及びその他の8カテゴリに分類されている。これら指定製品の再生原料の含有率がRMANに示されている。なお、本年8月に、モーター部品、パイプ、セメント、コンクリート、カーペット、オフィス用棚等11品目が追加提案されている。			提案中	エネルギースターによる取組	エネルギースターによる取組	エネルギースターによる取組										庭製品 レクリエーション製品等
イギリス	環境相を長とするグリーン閣僚会議がグリーンガバメント実施要領を策定し、各政府機関がそれぞれの事情に応じこれを準用することとしており、その一項目として政府調達を取り上げられている。	環境運輸省が大蔵省と共同して「調達における環境問題」に関するガイドラインを作成。ガイドラインによれば、各政府調達機関は調達に関するEU指令を遵守するよう義務付けられている。	政府省庁、外局、独立行政法人	グリーン閣僚会議は政府機関による環境政策を検討し、年2回の割合で副首相を長とする環境に関する内閣委員会に報告することとなっている。また、平行して下院環境監査委員会がグリーン閣僚会議の活動の進捗状況につき定期的に質疑を行う体制となっている。			再生紙の利用 木材及び木材製品調達における注意義務 省エネ電気製品の利用 過剰梱包の排除 PPPs（Public Private Partnerships）の調達に関するガイドライン作成 官庁営繕関係における環境配慮																
オーストリア	現在の法令においては、1997年に制定された連邦調達法の第16条第7項に「政府調達過程においては職務遂行の環境適合性を考慮する」との規定があるが、「環境負荷低減に資する産品・サービスの調達を推進する」というような具体的ではない。	1998年4月に公共調達についての閣議決定に付随する形で法的拘束力のない指針を採択したが、指針は具体性に欠ける面があることから、本年8月に「グリーン購入基準（Green Purchasing Criteria：Elements from the Austrian Criteria Catalogue "Check it!"）」が策定された。「Check it!」は、環境負荷低減製品・サービスの具体的な品目、品目ごとに取り組むべき内容、調達に当たった詳細な基準・チェックリストを設定している。		「Check it!」は公的・半公的機関、大小の自治体、企業における調達担当者のために作られている。関係メーカー、業界・利害関係団体は共同作業に参加可能であり、基準カタログは文書及びインターネットで公表されている。			「Check it!」において以下の製品等について詳細な基準等を提示。 紙類及びオフィス事務用品 家電製品等 内装用品類 清掃用品類 建設工事等 室内設備及び節水技術 なお、各種環境ラベルの基準も併せて記載している。																印刷サービス 建設現場管理等



調査対象国等	取組の現状等				基準等			対象物品等（判明分、基準等に環境ラベルが活用されている場合は基準を有する製品）															
	背景・根拠等	取組の概要	適用対象機関	特記事項・今後の予定等	環境ラベル活用	独自基準作成	チェックリスト作成	内容（カテゴリ、品目等）	紙類	文具類	家具類	電気製品	OA機器	照明	自動車	自動車部品等	繊維製品	台所用品	設備	建設資材	役務	その他	
ノルウェー	現在、環境負荷の少ない物品等を調達するための法律等はない。しかし、1992年施行の公共調達に関する法律の改正法が、本年7月施行され、同改正法には、以下の規定がある。 第6条 資源と環境を考慮した調達国・自治体及び第2条第1項Bで定める法人は、調達計画時にライフサイクルコスト及び環境への影響を考慮しなければならない。	ノルウェーの国営・民間企業向けに環境省によって「GRIPセンター」が1995年に設立され、同センターから環境に配慮した物品調達ガイドラインの「GRIP Purchasing」が公表されている。国においては、同ガイドラインに沿って物品調達が行われている。	国、自治体及び国・自治体により、活動及び組織の殆どを管理され、又は、組織及び活動に対し決定的な影響を受け、又は、組織の半数以上の構成員が指名されている組織（改正法第2条第1項B）	1997年に環境に配慮した一般的な物品購入ガイドラインである「GRIP Purchasing」を、1998年に自動車及び自動車輸送に関する「GRIP's Advice to Purchasers of vehicles/road transport」及びオフィス家具に関する「GRIP's Advice to Purchasers of Office Furniture」をそれぞれ公表している。				ノルディックスワン、EUEコラベル、ブルーエンジェル等の基準適合のチェック														ホテル等	
台湾	「政府調達法」第96条により定められた環境保護標準対象製品（台湾グリーンマーク）及びそれと同一あるいは類似の機能を有する環境保護製品を優先的に調達する。	グリーン調達対象製品の優先選択に当たっては、価格面において10%までの価格優遇比率を設定可能である。	政府機関	台湾の承認・協議のある外国の環境ラベル対象製品（カナダのEnvironmental Choice Program、米国のGreen Sealとそれぞれ相互認証）についても適用。				優先選択がなされる環境ラベルであるグリーンマーク認定製品は、現在70カテゴリ、1,018製品が指定されている。															
日本	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」により推進。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基本的方向、特定調達品目及びその判断の基準等を踏まえ、取組を推進。 各府省等において、毎年度基本方針に即し、調達方針を作成するとともに、調達実績の概要をとりまとめ公表。	国、独立行政法人、特殊法人。地方公共団体は努力義務	特定調達品目及びその判断の基準については、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととされている。				平成13年度は14分野101品目														印刷 省エネルギー診断	